

特定創業支援事業に係る証明書の発行可否判断フロー（町田市経済観光部産業政策課）

※全てのケースにおいて、事業を営んでいない個人が創業する（した）場合を前提とします。

証明書申請時点で

創業している？

これから創業

創業予定時期は？

6か月以内（具体的な計画あり）

6か月以上先

発行対象

発行対象外

創業済み

事業形態は？

個人事業主

個人事業主としての創業時期は？

5年未満

5年以上前

発行対象

発行対象外

個人事業主だった

会社設立前は？

会社（法人）

事業を営んでいなかった

発行対象外

具体例

・具体的な事業計画があり、今後6か月以内には創業する。

・現時点では、ビジネスアイデアの段階であり、創業時期は6か月以上先を予定している。

・現在、個人事業主であり、その事業を創業してから5年を経過していない。

・現在、会社経営者であり、以前に個人事業主としての事業を引き継いで会社を設立した。また、個人事業主として創業してから通算して5年を経過していない。

・現在、個人事業主であり、その事業を創業したのは5年以上前だった。

・現在、会社経営者であり、その会社設立前は、事業を営んでいない個人だった。